

令和7年度 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人指導監査について

1. 指導監査の概要

社会福祉法第56条第1項及び144条2に基づき、筑後市が所管する5法人に対して指導監査を実施し、合計27件の指摘を行いました。

筑後市社会福祉法人等指導監査実施要領に基づき公表します。

2. 主な指摘事例

(1)法人運営に関するもの

・監事の理事会への出席義務について

監事は、理事や理事会の職務の執行に対する牽制を及ぼす観点から、理事会に出席し、必要がある場合には意見を述べなければならないとされている。このことから、理事会への出席義務が課されているが、2回以上続けて欠席した監事がいる、または監事全員が欠席しているケースがあった。

・預り金の管理について

利用者預り金の管理が法人の内部規定通り行われていなかった。

・定款のインターネット上での公表について

公表している定款が最新の定款ではなかった。

・理事長の職務執行状況の報告について

理事長及び業務執行理事は、理事会において3か月に1回以上職務の執行について報告が必要だがなされていなかった。

・評議員会、理事会の招集通知について

法人定款において特に定めがない場合、招集は開催日の1週間前までに通知する必要があるが、1週間未満の発出や記録等の不備により1週間前までになされていないことが確認できないケースがあった。

(2)法人会計に関するもの

・会計伝票について

経理規程に定めている会計伝票への記載項目、承認処理となっていない方法で支払処理を行っていた。

・契約手続きについて

契約締結の際、契約書や請書等が作成されていなかった。また、法人経理規程に沿った契約事務を行っていないケースが散見された。併せて、随意契約において、その理由や業者選定理由等を記した伺書を作成していないケースが散見された。

・資産総額の変更登記について

資産総額の変更登記は、組合等登記令に従い6月末までに登記をする必要があるが、複数年にわたり6月末までに登記を終えていなかった。

・個人でのクレジットカード決済について

理事長や職員個人名義のクレジットカードで支払いを行っていて、一時的に法人が理事長や職員から借り入れている状況となり適正な会計処理となっていないケースがあった。

・寄附金について

寄付を受け付けた際に、寄附台帳がないあるいは領収書が発行されていない等、適切な管理がなされていないケースがあった。

・計算書類注記の作成について

法人全体と拠点区分ごとに作成する必要があるが、法人全体分しか作成していなかった。また、注記記載事項の項目が不足していた。